

2016年4月6日

PFI 推進委員会 計画部会
PPP/PFI アクションプランの改定に向けて

東京都市大学 宮本和明

1. 公共施設等運営権事業に関して混合型の明記
 - ・ 運営権事業が完全な独立採算型事業に限定されていると一般には理解されている。
 - ・ 公共施設・公共サービスに関わる事業である限り、受益者はその直接の利用者だけに限定されるものではなく、いわゆる外部効果として広く地域社会に及ぶものである。その範囲内での適切な公的負担は合理的であり、また、効率的である。
 - ・ サービス購入型事業と組み合わせての運営権事業が現実的である。
 - ・ (1) 類型はもとより (2) (3) 類型においても適切な公的負担を含めての混合型事業に関しても明示的に提示する必要がある。

2. 事業規模確保のためのバンドリング事業化の方向性を明記
 - ・ 事業の成立と調達効率化を図るため、学校等の単一では十分な規模にならないが相応の数がある施設等をバンドリングすることにより事業化する。
 - ・ 20万人以上の単一市域内でのバンドリングのほか、県が主導するなどして広域市町村内でのバンドリングも推進すべきである。
 - ・ 一方で、地元産業への配慮を付記することも必要と思われる。

3. サービス購入型事業の明記
 - ・ 今回の検討はアクションプランの (1)、(2)、(3) 類型を主な対象としているが、(4)に含まれるとされるサービス購入型はこれまでも大半を占めており、また、今後もその拡大が見込める事業形態である。また、これまでの実績において VFM やサービスの質の向上等の評価も得られている。
 - ・ また、本来、料金徴収に馴染まない事業は数多く存在する。
 - ・ この点を改めて留意し、延べ払いとの表現は使用せずにその再評価を行った上で、プラットホーム等を介してより一層推進していくべきである。

4. 事業例の追加
 - (3) 類型
 - ・ 公共がより積極的に公有地を活用する LABV 等の PPP 事業
 - (4) 類型
 - ・ 橋梁等インフラの更新・大規模修繕を伴う PFI 事業
 - ・ 市域や県内のある一定地域内の道路を包括する PFI 事業

(以上)